

神武東征傳説の史實性試論

牧 健 二

一 考定紀年と國家起源の問題

上代紀年のよりどころを古事記に註記された崇神天皇以後十五代の天皇の崩年の干支に求めることが正しいかどうか。疑えば疑えることがらのようであるが、文字は学ばずとも干支によつて年代を記憶する方法を早くから学んだということは有りうべきことである。

書紀には任那の人蘇那曷叱智なる者が崇神天皇の朝に渡來し、垂仁天皇の朝に帰國し、帰國に當つて任那王に対する進物を托されたと伝えられるが、書紀の一書に大加羅國即ち任那國王の子都怒我阿羅斯等、亦の名は干斯岐阿利叱智干岐という者が來朝したところ恰も崇神天皇の崩御にあつたので、留まつて垂仁天皇に仕えること三年にして帰國したとあるのは恐らく同一人であろう。大加羅國即ち任那國は魏志倭人伝の狗奴韓國であつて、女王國に属し倭の領地であつたから、蘇那曷叱智が崇神天皇の朝に大和までやつて來たのは、後述の如き神武東遷後の大和政府が崇神天皇に至つて安定するや、

旧の女王國の狗奴韓國と倭との關係が、西から東へ方向をかえて再開されるようになったことではなからうか。このようなことがあつたとすれば、時の政府が蘇那曷叱智から干支による年代計算法を學んだということはありうべきことである。殊に蘇那曷叱智も都怒我阿羅斯等も恰も崇神天皇の崩御にあつたと云うならば、その時にこの天皇の崩年の表現法について學んだということは頗るありうべきことである。彼此考え合せて干支による崩年の記載には信用すべきものがあると思ふ。

疑問は干支の記載よりも月日の記載である。例えば崇神天皇については戊寅年十二月崩とあり、成務天皇については乙卯年三月十五日崩也とあるが如きはそれである。崩年の干支の記憶はありえても、その月日に至るまで詳しく伝えられると云うが如きことがありえたことかどうか疑わしいと云わねばなるまい。ところで此点については昨年十月の本誌に笠井倭人學士が發表された論文「上代紀年に關

する新研究」が参考さるべきであらう。氏は従来上代紀年の研究で重視され来た那珂博士の考証とは方法を異にし、書紀のうちから空白の年をのぞき記事のある年だけをとりとめることにより、中国の正史に倣つて作られたと思われる氏のいわゆる原書紀なるものの紀年を攻究されたが、その結果として現われた天皇の治世年数は大体古事記の註によつて計算されたところと一致している。之は洵に面白い研究である。氏の創見である原書紀とでも名づくべきものの存在を想定することも可能であらうと思う。其の記述法が中国の正史の如くであつたとすれば、時期を表わすには年のみでなく月を以てし、更に日を以てするようなことになつていたのであらう。だがその場合でも原書紀は日を表わすにも干支を以てしたのであらうに、問題の古事記の崩年の註は年のみが干支で月日は数字であるから、其点が違つている。併し崩年の干支のみならず月日までも記載した本が曾て存在し、それが日本書紀の臺本に使われたというように考へるなら、そうした本があつた時代に、誰かがその本に書かれていた干支月日をとつて古事記に記入したということはあるべきことである。このように考へると月日の記載に就ての疑も解消する。

それで上代の紀年にかんし最も古い拠りどころとなりうるものは、崇神天皇崩年の干支である戊寅(つちのえとら)であること疑なく、

之が本論の出発点である。ところでこの戊寅の年は那珂博士の説にもつき、之を西暦二五八年にあててのが従来の通説であるけれども、末松説市村説のように寧ろ干支一運をさげて三一八年とする方が良きそうだ。書紀の紀年延長の原因が魏志の倭人伝の卑弥呼と神功皇后とを同じ時代と見立てたため、応神仁徳両天皇の時代に丁度百二十年即ち干支二運の繰上を行つたところに存することは疑のないところであらう。この事実を本にして計算すると、成務天皇の崩年の乙卯が三五五年に当るということは動かせないで、那珂博士も之を認め且之に本づいて、崇神天皇の崩年の戊寅をそれから九十七年間さかのぼせた二五八年と考定されたのであるが、垂仁景行成務三代の治世年数を九十七年間とすれば、平均約三十二年余の治世ということになつて、それが不当に長いことは明白である。なぜなら古事記の崩年干支に本づいて成務天皇の崩年を三五五年とし、それから最後の推古天皇の崩年戊子六二八年に至る二百七十三年間に二十代に亘る天皇があるから其間の平均治世年数を計算すると約三三年半であり、治世三十年をこえるのは仁徳推古の二天皇のみである。治世十年未満の者が相当多い。且或る天皇の治世が長いと其次の天皇の代が短いのが通例であつた。だから三代にわたつて平均三十二年余の治世が続くということは到底ありえないことである。そ

れよりも垂仁景行成務三代の治世を三十七年間とする方が、前記の平均治世年数十三年半や三乗した四十年半に近い数がえられるから、之をとる方がよさそうだ。そして之をとるときは崇神天皇の崩年は西暦三十八年ということになる。思うに之が記録の伝えてくれた最古の正確な年代である。そこで更にさかのぼつて崇神天皇即位の年代はどうかと云うに、前記の笠井氏の計算法により崇神紀において記事のある年数を以て治世年数とするならば、それは十七箇年であるから、三十八年から十七年上つた三〇二年が崇神天皇即位の年だつたということになる。此年は日本国家の成立史を考える者にとつては、極めて重要な年だと云わねばなるまい。

崇神天皇以前となると全く不明である。神武天皇と崇神天皇とは共にハツクニシラスメラミコトの称があるから別人ではないとし、又は神武天皇の存在を疑う説もあるが、崇神以前の九代の天皇を全部否認することは無理なことであるのみならず、神武天皇と崇神天皇とは共にハツクニシラスメラミコトと呼ばれていると云うのは間違いで、崇神天皇の場合は国内が初めて太平でよく治まつたから、治世を讚美して此様に呼ぶということが、古事記にも書紀にも見えるのに対し、神武天皇の場合は書紀に「始馭天下之天皇、号曰神日本盤余彦彦火火出見天皇」^一とあるように、天皇は天下をし

ろしめすという中国的な書紀編纂当時の思想の公式に従い、最初の明神御宇天皇は神日本盤余彦天皇であると書いたのにすぎぬ。その治世を讚美して名づけたのではなかつた。且古事記の方には何等そのような表現が見えぬ。だから敬称を理由にして両者を同一視することは出来ない。神武天皇の實在に疑があるとするなら、それは神武天皇の東征伝説の史実性を否認するときに生ずる。また神武から崇神までの間に八代の天皇があるに拘らず、記紀共に何等事件らしいものを載せていないので、それに先だつ神武天皇の存在が愈々疑わしくなるのである。それで神武天皇が實在の君主であつたとするならば、中間の八代の天皇についても全くの空虚ではないことを考証しなければならぬが、それは果して可能であらうか。

歴史の空白を論外としても八代の天皇を凡て實在の君主であつたということは困難である。早い話が崇神天皇が置かれたという四道將軍は、吉備津彦命が崇神の祖父孝靈の弟であり、大彦命が崇神の父開化の兄であり、武渟川別命は大彦命の子であり、丹波道主命は崇神の甥であつたなら、同時に四世代の人が將軍として派遣されたことになる。又上記の吉備津彦命の子の播磨稻日大郎姫は崇神の孫景行天皇の皇后であつたと云われる。だがこれらのことは到底ありえないことだ。また安寧天皇は懿德天皇の父であると記紀共に記し

ながら、安寧紀の一書によると後者は前者の兄であるとも伝えられている。だから八代の天皇が順次父子相承であつたことは疑わしいのみならずどれだけが實在の君主であつたか疑われる。記事らしい記事のない各天皇の条下には、其の天皇を出自とする氏名のみ数多く見えるが、朝廷の政策と諸氏の希望とに本づき、あやしげな伝説をも取り容れて皇室中心の承譜を作ると、同じ天皇が名をかえて何回も出ることが起りうる。大日本の三字を頭にもつた天皇が三人もあるが之も異様なことだ。神武即位の年を豫定の辛酉におくが為には世代を加える必要も生じたことであろう。果してどの天皇が實在の天皇であつたか。皆目見当がつかぬ。神武と崇神とが實在の天皇であるなら、少くとも神武の次と崇神の前とに一代づつ實在の天皇があつただろうというような機械的な推測に終る外はない。

神武東征が歴史事実であつたとするならば、其後何事もなく過ぎたとは到底想像しえない。寧ろその反対に相当はげしい戦争があつたことすら想像される。神話に豊葦原中国というのは大和だろうと思うが、神話によると出雲の穩かな国譲りで主権を皇祖に譲渡されたことになっているけれども、決してそのような生優しいことではなく、相当血なまぐさい戦争が続いた後各地が平定されたのではなからうか。その困難な平定作業が成功し初めて平和の光を見たのが

崇神天皇の朝であつて、茲に大物主大神を祭り、別に八十万神を祭り、天社国社を定めるといふような祭祀が行われたのだろうと思う。そうだつたとすると、出雲で穩に国譲りをうけることになつたという神話を載せる手前、そのような鬭争の記事を伝えることは出来ないで、神武崇神の間がわざと空白にされたのであつて、両天皇の間の世代の数は之に關聯したことではなからうか。

こんなに考えてくると神武と崇神との間にあつたという天皇の問題は、神武天皇の東征が史実であつたかどうかという問題の解決如何に關聯した問題である。そうして東征が事実であつたとするならば、それは崇神天皇の即位の年である三〇二年以前、即ち三世紀に九州の日向から行われたことにならねばならない。

二 三世紀の九州殊に日向

神武東征が史実であつたとするならば、前節の考証の結果三世紀において九州の日向から、それが行われたことが立証されなければならぬが、三世紀の九州殊に日向はいかなる状態にあつたかというに、幸にして魏志の倭人伝がそれを伝えている。此書に見える邪馬臺国及び女王卑弥呼については、徳川時代から今日に至るまで引続いて論議され、国史においてこれ程長期にわたり、これ程各種の意見が戦わされた問題はないと云えよう。しかも未だに決しない。

邪馬鞮國については、之を近畿地方の大和と見る説と九州の一地方と見る説とがあり、後者においては古の山門郡の所在地である筑後の山門郡の地方を之に擬定する説が最も有力である。両説の分岐は原文の詭法の相違によるところが多いが、自分は榎一雄教授の新説に従うて倭人伝を読解し、女王卑弥呼を首領とした倭国即ち魏志の女王国を構成した諸国について考証した^①。卑見によれば邪馬鞮國は前記筑後山門郡地方にあつた部族国家であり、之を大和朝廷に宛ることは出来ぬ。女王国の領域は九州南部の熊襲の領地を除いて、中部北部を占め更に本州西端部の周防長門に及んでいたであろう。九州北岸及び香岐対馬は女王国の附庸国であり、九州北岸の諸国は伊都国におかれた女王国の一大率が之を監察した。朝鮮の狗奴韓國即ち後の任那も女王国に服属していた。女王国を構成した諸国と附庸国とを合せて何程の数の国々があつたかは不明であるが、三世紀前半において魏と交通した国の数が三十であると云つて其名を載せているから、大小五十を超えただろうと思われる。

女王国を構成した諸国は九州山脈を界にして最も多く西九州地方にあり、殊に有明湾沿岸に散布していたようである。これは恐らく女王国を構成した諸国の倭人が初め此の地方に定着したためであつて、九州北岸地帯の諸国と同様に倭人ではあつても、移住の歴史を

異にし部族社会を別にしていたものと見られる。東九州地方は西九州に比して、国の数は少かつたようであるが、概して広い地域を占めていたようである。その中魏と交通したものとして倭人伝に見えるのは、豊後の宇佐にあつた伊邪国、同じく球珠郡にあつた躬臣国、日向の児湯郡にあつた呼邑国、同じく妻にあつた投馬国、以上四箇国に就ては疑なく、其外に豊後の大野郡に烏奴国、日向の狹野又は都農に姐奴国があつたかも知れぬ。東九州と西九州との中間に位置して九州北岸には郡支国^{クニ}があつた。之は今日の八幡市のある湾入が洞^{ウツ}の海と仲哀紀に見えるので考定しようが、前述の北岸附庸国群の中に属するや否やは不明である。

三世紀における九州の状態は大体こんなことであつたであろう。

神武東征の伝説が史実を語るものであるならば、このような女王国及びその附庸国に關係した事件であつた筈である。また神武天皇が日向から出發されたという伝説が史実であるとするならば、日向にあつたと推定される呼邑国や投馬国に關係のある事件ではなかつたであろうかと、是非共考えて見なければならぬ問題である。

そこで最も問題になるのは投馬国である。魏志によれば此国は戸数に於て五万余を算するほどの国であろうとあるが、一戸の人数がどれ程なのかは暫く別として、邪馬鞮國が約七万余戸とあるのに次

く大國であつた。福岡地方にあつた奴國の三万余戸よりも多い。女王卑弥呼の邪馬臺につぐ大國であると認められていたことに疑はない。自分は先の論文で此國を女王國の附庸國だらうかと書いたが、それは此地に関する魏志の叙述が官名と戸数を示している点で北部の附庸國と推定した諸國と同断の記述法になつてゐるからであつたが、同様の記述法は邪馬臺國についても見られることであり、之から述べるところによつて判明するようにこの投馬國は女王國の一部を成す國であつたと見る方がよさそうだ。此國は今日の妻町の地方に政府があつた國で、投馬はツマという倭音の表象であらう。然るに注意すべきことは此の地方が大和地方に匹敵するほどに古墳を有することであつて、其中にはニニギノミコト及びコノハナサクヤヒメの陵墓と云い伝える広大な二基の前方後円墳がある。妻神社は兩神を以て祭神とする。それから妻町の西南には其昔屯倉がおかれたと推定される三宅村があり、又そこには日向の國衙や國分寺が置かれていた。此等の材料によつて遠く國造時代にも此の地方が日向の政治的中心であつたことを推定しようと思ふが、後に述べるように景行天皇西征の際の行宮であつた高屋宮の遺跡も妻町南方の山間にあり、記紀にニニギノミコトが都されたと伝える筈狭之御前は此の地方であると云われている。^⑥ 神話に托した地方伝説には眉唾ものが多いし、斎殿原の古墳の古さに就ては考古學者に聞く外はないが、

魏志において邪馬臺國につぐ大國と伝えられている投馬國の所在地が、恰も我が上代史においても地方的政府の所在地として聞え、神武天皇の東征物語に密接な關係をもつた土地の如く云われていることは、それが問題の三世紀のことがらであるだけに看過しがたいことだと思ふ。

三世紀の投馬國について更に考察をめぐらすと、投馬國の政府が妻にあつたとすれば、恐らく日向灘に面する湾入は深く此地まで入込んで、船舶の出入に適していたことであらう。試に五万分の一図を用い、海上五米の等高線を探ると、海岸と妻町との中間に位する佐土原をこえて更に北に及び、若し十米の線を取るならば、妻町及び前述の三宅村の南界に達する。妻町及び佐土原は一つ瀬川の沿岸地であるから、此の川の流し来る土砂の量―それが多いことは河口の砂地が広く砂洲が長いことによつて明かである―を考え、九州東海岸一帯が隆起する地勢を有することを思ふと、今から千七百年前の湾入は佐土原に達するのみならず妻町までも海水の訪れる所となつていて、船底の浅い船は妻町の港に碇泊することが出来たのではなからうか。投馬國から各地へ通う船は此の湾を出入し、投馬は日向灘の風波を遠くさけて安全な良港であつたかも知れぬ。魏使のいた朝鮮の帶方へ赴く船は此の湾入から出発したことであらう。

投馬國の戸数が約五万余というのは正確な數字ではなかつたにし

ても、邪馬臺國や前述の奴國に比較して兩者の中間程度の沃地がないと、これだけの人口を擁することは出来まいと思ふ。それに呼邑國が児湯郡の地であつたとすると、投馬國は其西に連絡したようであるから、当然妻町を北端にして南方にのびていたことであろう。大淀川の下流域は沃野が広く、今日の本庄町の辺は有名な四十八塚をはじめとして古墳が多いから、此辺一帯は宮崎へかけて投馬國の穀倉を成していたことであろう。本庄を含む諸県地方は投馬國王の開拓地を以て満たされていたのではなからうか。このことについてはなお後に述べよう。投馬國における農業及び狩獵のための開発は、大淀川をさかのぼつて霧島山の北麓に至る方向と、大淀川の下流域から海岸地帯を南進する方向とに分れて行われたことであろう。なぜなら兩者の中間地帯は山岳相重なり、到底進出に適するとは云えないからである。

この國の成立については想像をめぐらす材料がない。だがこれほどの大國がそう短い期間に出来たとは思へぬ。処女地の開拓はいくら原始的な農業であつたにしても容易なことではなかつたであろう。魏志に漢代に朝見したという倭の百余國の中に含まれていたかどうか。知る由もない。だが女王國の諸國は西九州から開かれたようであるから、東九州の南部に位置した投馬地方に対する倭人の移住は、西部よりもおそかつたのに相違あるまい。そうして西部地方から日

向への移住は、海路によるということもありうるが、九州南部は熊襲が占領しており、北岸地帯は既述の如く女王國の倭人とは部族を異にしていたようであるから、それらの地方や又はその海上を縫て、西から東へ移住するということは、まず乏しかつたことと云わねばなるまい。それで日向への移住は九州山脈をこえて行われるのが普通であつたのではなからうかと思ふがその通路は阿蘇山麓を経て日向の西北隅に出る外はない。高千穂村が其の道筋にあたり、源を阿蘇山麓に発する五箇瀬川に沿うて下るならば、和名抄に英田郷エダノとあつて其音県がおかれていたことを推定しうる延岡附近に出ることが出来る。そしてそこから海岸地帯を下れば、呼邑國や投馬國の地方に出ることは容易であつた。投馬國が女王聯合國の一國として、邪馬臺國と交通する際には、この順路を往復したことであろう。ツマという國語は末端を意味するが、投馬國は女王國をつくつた國家群の末端部にあつたのでツマノクニと呼ばれたのかも知れぬ。

次に投馬國の政府について考えて見よう。魏志は投馬國の官名なるものを載せている。即ち「官曰彌々、副曰彌々那利」とあるが、弥々と云うのは恐らく天之忍穂耳命、神八井耳命、当云志美美命などの神名人名に見えるミミであつて、人名の結になつている点では彦・姫・別・男・女など同一である。天之忍穂耳命は天之忍穂別とも天忍日とも天忍骨とも天忍根とも天忍人、天之忍男とも書か

れている。人名の一部を成しつつ身分を表わす称号で、姓の制度よりも古く存在した貴族制度の表現であつたかも知れぬ。魏志にいう投馬国の官名弥々は、ミミという名をもつた人が投馬国の使節になつていたことを思わしめる。次に弥々那利は景行紀に耳垂と鼻垂という残賊の名が見えるが、之は輕侮の語として用いられているといえ、ミミナリという称号が實際あつたのであろう。魏志が之を正官の弥々に対する副であつたとするならミミナリはミミを本にした称号で、ナリは成上りの成で次を意味する古語であつたのではなからうか。因に神武天皇の皇子には手研耳命、神八井耳命、神彦名川耳尊など、とりわけ多く耳の称号で呼ばれている。

以上の二官の外のことは魏志には見えないけれども、女王国一般の習俗及び投馬国の地理的位置にもついで次のようなことが云えると思う。女王国が鬼神を祭るシヤマニズムを奉じていたことを知る者は、その国家群の一つであつた投馬国も亦同様であつて、政權を握つた者が鬼神に奉仕し、神意をきいて行政や裁判を行つたことを推察せざるを得ないであらう。祭官が最も高い地位を占めたに相違なからう。また凡ての官職が世襲的であつただろうと思う。だがこれらのことは投馬国を特色づけることがらではなかつた。投馬国をして諸國中で特色あらしめたものは、軍職がおもんぜられたことであらうと思う。之は此国の地理的位置から断定せざるをえないこ

とである。此国は南方では熊襲と境を接し、たえず之と戦わなければ、領土を拡張することも出来ず、国土を守ることも出来ない位置におかれていた。熊襲は西九州では女王国に属する奴国(福岡の地にあつた北方の奴国ではない)の南に接し、今日の熊本県球磨郡に狗奴国を成し、旺んに女王国に対して侵攻したので、卑弥呼は援助を魏に請うた程であつた。東九州の日向ではどうであつたか不明であるが、女王国に対する熊襲の侵攻は此の方面でも西方と大差なかつたかも知れぬ。それで之に対抗する必要上投馬国では特に武力を養い武備を盛にする必要があつたものと思ふ。戰鬪的であつたという点では女王国中他に比類がなかつたであらう。

魏志に姐奴国(姐野ではない)というのは、投馬国が熊襲の領域に侵入して作つた国であつたかも知れぬ。女王國中此名に最も近い音をもつ地名は狭野であり、此村は霧島山の東麓にあるが、若しここに姐奴国があつたとするならば、恐らく投馬国が進出して建設した国であつたであらう。だがそれは全くの想像にすぎぬ。ただ神武天皇の幼名を狭野命と云い、狭野村は天皇誕生の伝説地であることを附記する。

三 投馬国君主の東征の可能性

三世紀の前半に日向にあつて大國を成したのが魏志の投馬国であつたとするならば、同じ世紀に日向から大和に向つて東征した人は

投馬国の君主を以て外に考えることが出来ない。幼名を狹野命と云つた神武天皇こそ其の人であつたことになるようだが、三世紀の九州と近畿との形勢に果して、投馬国の君主をして東征の途につかひめるような状況にあつたであらうか。

九州における社会と政治との形勢を察するには、矢張魏志を材料にする外はないが、之を理解するには民族及び文明の起源に關する一般史を参考にすべきであらう。魏志によると倭人の各국은後世の県や国従つて郡位の地域を占め、それぞれ国王を有し、国毎に名稱を異にする官職を具えていた。又その社会は支配者と被支配者とに分れ、前者は富裕にして權威高く後者は貧困にして自ら卑しめた。父權中心の族制は嚴重であり、家族の身分を守る習俗が堅く成立していた。刑罰は犯人の妻子に及び、重罪はその家族を滅ぼした。奴隸が存在して富者之を有し、売買贈與の対象となつた。武器は弓箭矛楯あり、鉄器が使用されていた。稲米を作つて食し、絹や麻の衣服を着用した。牛馬無きため交通運輸の便を缺いたが、国々には市があつて、有無を交易し、役人が之を監視した。だから文化が相當開けていたことを知りうるが、鬼神を祭り卜占を信じ、政治が之によつて行われる程であつたから、シヤマニズムが精神生活を支配していたようである。墓制は棺あつて槨なしと書かれているが、女王卑弥呼の塚の壮大きさを伝えているから、たとひ文筆の誇張を認めざ

るを得ない^⑨としても、考古学上の所謂弥生式文化の時代を去つて、古墳時代の初に入つていたとするならば、邪馬臺國を以て筑後の山門郡の地にあつたとするに就ては今日の考古学が未だ之を肯せざる所に問題が存する事は之を認めねばならぬが、魏志は此等のことを魏の遣使節の報告を本にして書いたであらうし、使節は彼が伊都の国か奴国の辺で見聞したことを伝えたであらうから、卑弥呼の塚と稱するものに他の地方のことが混入してゐないとも限らぬ。殊に投馬國のあつた日向の古墳が兩筑兩肥のものと同形を異にすることは以前から注意されていたが、最近の研究によれば豊後から日向大隅にかけては、同じ九州でも西部及び朝鮮海峡に面する九州北部地方に比すると、古墳の古さにおいて近畿地方と相似たところがあるといわれる。考古学的には三世紀において日向と近畿地方とをほぼ同一程度の文化水準にあつたものと見ることが出来るようである。投馬國が女王國の一部であつたとすると、卑弥呼の塚の話の中にこの辺の混入がなかつたとは断定できまい。

ではこのような社会は民族と文明の成立の一般史に徴して如何なる段階に達していたと云ふことが出来るであらうかというに、そうした判定を下すことは色々の条件の制約の下に立つので實際は甚だむずかしく危険を伴ふことがらだということをおきたいが、先ず問題になると思われれることは、倭人の國を部族國家と見るべき

か否かということである。魏志の記述には「宗族尊卑各有差序」とあるが之は氏族制度が社会秩序の基本であつたことを伝えているのである。尤も奴隸以外の凡ての人民が氏族を整えていたとは限らず、血統の尊い者及び富裕な者が氏族として榮え且よくその尊卑の差序を整えていたであらう。各国がそれぞれでまとまつた社会を成しその内部の結合は諸氏族間の血縁の連絡に依り全体として共同体を成していたと思われる。そしてその中心になつた国王は諸氏族間の血縁において、部族の族長であるという信仰が存在していたことであらう。国は多くの村から成つていたに相違ないが、村落がいかなる形体のものであつたかは重要なことでありながら、推察することも容易でない。同一氏族で固められたかどうかが問題であるが、交通が敏活を缺いていたから氏族の移住難厓は少く、いわゆる氏族村落の形を保つていたことだらう。併し對地は各家の私有になつていたものと思う。このような氏や村から成立つていたのが、三世紀の九州の倭人の国々であつた。こんな国が五十程集つて女王國とその附屬國を作つたが、女王國というのは女王卑弥呼の統制に服したから、魏志の編者が便宜上附した名称で、諸國の聯合体であり、女王卑弥呼は諸國が共同で擁立した聯合体の代表者であつた。ただ聯合体と云つても、會議制の擧げた民主主義に依つた者ではなく、代表者に一任してその權威を重からしめていたようである。

右の如き諸國の聯合体はまだ民族と名づけ得るほどに結合した社会の地盤をもつていたとは云えないのではなからうか。民族の形成は政治の上に表現されるものと思う。民族を成してはいないが、民族に余程接近した部族社会を成していたと云えるであらう。之に對して各国は全部族社会を構成する部分的な部族社会であり部族國家であつたと云えるであらう。だが文化は既に余程發達して部族國家としての結合力は甚だ弱いものになつていたと思われる。要するに女王國とよばれた聯合体も之を構成する部族國家も結合力のよい社会であつて、部族時代の末期にあつたと云わざるをえない。二世紀後半の倭國の大亂はかかる末期現象を露呈したのであつて、それ以前に共同の男王を有した時代があつたと云うことだが、その時代が健全な部族社会であつたであらう。女王卑弥呼は解体に瀕した部族社会を僅に共通の信仰によつて結合する中心になつていたのであつて、社会は伝統の惰性によつて保たれていたのである。それで卑弥呼が死ぬと急速に解体しはじめるのであつた。

思うに女王國の九州におけると大同小異の社会状態が、同じ時代の近畿地方において見られたであらう。恐らく日本列島全体が部族時代の末期で、民族時代に入るか否かの前夜に立つていたのであらう。そして文化の進んでいる地方ほど解体の歩を進めていたことと思ふ。近畿地方は考古学の語る所によれば西九州よりも開けていたよ

うだから、それに比例して九州よりも政治的社会的に結合を弱くし、力のない部族国家がバラバラに分立するに至つていたことであろう。到底團結して行動するようなことは出来ない。女王国は信仰の力で末期的聯合を行うことが出来たけれども、近畿地方にはもはや其程の力を有つた共同の信仰はなかつたであろう。九州の邪馬臺国に相當するような伝統的な中心国家が大和のうちのある部族国家であつただらうと思うが、それは既に無力であつて、其国は近畿地方の精神的中心たる地位を失うていただらうと思う。九州からの東征を否定する理由として、普通には近畿地方の文化が九州よりも高かつたことが強調されるが、高度の文化は強度の戦闘力を伴うとは限らず、寧ろ其の反対に低い文化の部族や民族が、高度の文化地帯に侵入して之を占領した例が多いことは、今茲に例示するまでもないことである。近畿地方に九州よりも早く巨大な墳墓を見るに至つたということは、それだけ小国家が強力になり、全体としては結合力を弱めたということに外ならない。外部からの攻撃にあうならば、その一つ一つが其前に屈服するより外に出方のない状態が三世紀における近畿地方の形勢であつただらうと思う。

然るに女王国下の諸国の中にあつて、唯一つ投馬国は異彩を放ち、旧来の部族国家の解体過程をたどらず、新しい生氣を帯びた社会を形成し來つたようである。それは此国が女王国の中では国を成し

た歴史が浅かつたので、他の国々のように伝統の桎梏によつて拘束されることなく、未開地が広いうえに南方の熊襲との対抗がきびかつたので、君主の指導力が強固に樹立せられ、戦争が巧妙であり戦闘精神が旺盛であつた点に存するであろう。其の情勢は平安朝の中期以後關東に於て武士の社会が生じた過程を回想するとわかると思ふ。思うに投馬は国としても社会としても他の地方よりも新しかつたので、国と社会とを結合する原理が他の地方のように部族主義にならず、むしろ氏族主義の上に立ち、全体的にはいわゆる原始封建主義を採用するに至つていただらうと思ふ。

このような変り種の国が日向に生れたとするならば、そのことたるや日本列島の社会が一般に部族時代末期の行詰りに陥つていた時期に於て重要な意味を有することがらであつたと云わねばなるまい。魏志が投馬国を特記したということは頗る重視さるべきことだと思ふ。女王国の解体過程にあつて此様な異質の要素を生じたのであつて、それがどう働くかによつて歴史の方向が定まるのであつた。女王国とよばれた倭国の聯合体は卑弥呼の死後急速に解体していつたようであるが、投馬国は之を挽回して聯合体を再建する契機を有たなかつた。投馬国と他の諸国とは上に述べたように著しく国家と社会の原理を異にしたからである。そこで筆者は一つの重要な疑問を提出すべき段取りになつた。魏志によると、卑弥呼の死後男王を

立てたが國中服せず、更に相誅殺すとあるが、此時の男王は投馬國から遷ばれ、且それは神武天皇の前身たる狹野命では無かつたろうか。投馬國は邪馬臺國について大國であつたから、そこに英明の君主があつたならば、東九州に偏在するとはいへ、能襲対策の上から見ても、卑弥呼のあとに諸國から擁立される可能性がないとは云えぬ。三世紀において日向から神武天皇の東征があつたものとするならば、それは投馬國の君主によつて行われたものと解する外はなく、^⑧投馬國の君主が其程に英明であつたならば、卑弥呼歿後の難局に當つて諸國の擁立をうけて其後をつくぐことを要望される可能性がありうるからである。併し余りにもうがつた見方をすることは危険である。丁度反対のことも考へることができようから、試にただ疑問を掲げるのに止めよう。問題の男王に対し諸國は服従しなかつた。亂闘が起り誅殺千余人に及んだとあるから随分ひどい騒動であつただらう。それで男王をやめて再び女王を立てた。それは卑弥呼の同族の名は愛与(或は葦与とも伝ふ)と呼ぶ者であつた。必ずや卑弥呼の名聲の致すところであり、相統カリスマの適例であらう。末期状態にあつた部族社会は因襲の殻が固く、外からの武力がこの殻を破るのでなければ、新しい社会に更生することは出ない。投馬國において如何に新しい精神と武力とが生れていても、之を自己の属する社会―卑弥呼のカリスマ的權威の支配する聯合体―に向つて適

用することは不可能であつた。

神武東征が三世紀の事件であり投馬國から行われたとして、三世紀のいつ頃であつたらうかというに、それは諸國の状況から推して卑弥呼の生前ではなく死亡した二四八年以後であり、死後でも一旦男王が擁立されて失敗した後であつただらうと思ふ。九州に見切りをつけて東征が開始されたものと思ふ。そして近畿地方が九州以上に末期的分裂の状態であつたとするなら、投馬國が之に対して遠征して成功する可能性があり、狹野命はこの形勢を知悉していたであらう。九州も本州も倭人同志であつたから、言語、信仰、風俗、習慣、利害に共通したところがあつて、東西の交通は緊密に行われていたのに相違なく、大和には天津神の子饒速日命なる者既に移住し、長髓彦の妹を娶つて其間に可美真手命を生んだと伝えられるのも、理由のないことではない。それで近畿地方の政治的中心であつたと思われる大和の状況は、日向地方によく知られていたことであらう。日向の古墳が北西九州のそれよりも近畿地方に近いということは、投馬國の君主が九州の他の地方以上に近畿地方の情勢に精しかつたゆゑんであらう。この君主がいかに英明であつても、近畿地方の混乱に乗じて之を平定した上は、力を他の地方にも及ぼして倭人の諸國を統一し、今日の語を以てすれば日本民族を統一しようというような理想をいだいて、日向を出発したとは思えない。日本神話には天

照大神が豊葦原中国を統治する使命を皇孫にさすけ、神武天皇はその使命を達成したことになつてゐるが、そういふような歴史的経論こそ後世の作為であろう。併し乍ら投馬國が既述の如くに九州の諸國中のvariety種であり、新しい國家的精神をたくわえ、戦闘力が旺盛であつたとするならば、此國に英明な君主が出現した時、武力を他に向つて使用する野心をいだくに至つたことは頗るありうべきことだと云えよう。

投馬國の國王が日向の何れの地から出發し、途中はいかなる地方を経て、いかほどの時を費して大和入りの目的を達したかと云うが如きことは、茲に之を論議するかぎりではない。だが記紀に伝える地名のうち九州に属するものを、魏志に見ることは指摘すべきであると思ふ。神武天皇は豊後の菟狹に立寄られたというが、それは魏志に見える伊邪國であろう。之は東九州の一國であつて、平素から投馬國に親近し、寧ろその下風に立つていたのである。次に筑紫の崗水門（古事記では岡田宮）に寄られたが、之は魏志に見える郡支國であろう。キキという地名は崗水門の所在地洞海以外には見当らない。神武が何の用あつて下関海峡をこえ、朝鮮海峡に面した郡支國まで赴いたかというに、此國は東九州と西九州との中間にあり、女王國の附庸國の一にあらざれば、之に隣した國であつたから、此國を味方に取入れておくことが、將來北九州方面との連絡をとる為

にも、大陸方面と交通する為にも不可欠であつたが為である。自分はこのように考えることによつて神武天皇東征の伝説に史実性を認めることが出来ると思ふ。日向の出發から大和入りまでに、古事記は二十年、書紀は八年の長期を要したとされているが、それは長すぎる。卑弥呼の歿後七年の二五五年に日向を出發したとして、途中を仮に三年かかつたとするならば、二五八年に大和入りが行われ、歿後十年にして日向を發し途中で五年を要したとするならば、二五八年の出發で二六三年の目的成就ということになる。二六〇年前後に神武の東征が完了し、我國初代の天皇の即位に相当すべき事實が生じたと見ることが出来る。

四 大和朝廷成立の問題

神武の東征を史実として認めることによつて、日本國家の起源が諸國民の國家の成立史におけるが如く、合理的に説明されることになる。一般に農民の社会は因襲にとられ保守的であるが、殊に原始時代には血縁と信仰で固められた伝統の殻が固かつたので、社会の内部から自らの力でこの殻を破つて、新しい社会を作るといふようなことは出来ないのが普通であつたであろうから、之を打破するには外からの力の作用によるのを常例としたようである。たまたま九州の一角に投馬國のようなvariety種の國が現われ、その國王狹野命の東征により大和の一角が占領されると、之を端緒にして先ず大和

地方一帯に大変化が起つた。次にそれが近畿地方に及び、更に本州四国九州へと發展するが、大和において最初に起つた変革こそ最も重要であつて、一言で之を論ずるならば、日本列島に住む倭人の社会が茲に部族時代を去り民族時代に入る第一歩を踏んだのである。

後世から日本歴史を編述するに當つては、初代の天皇の即位であるから、如何にもいかめしく見えるが、大和における君主としての神武天皇は饒余彦^⑨の名の示すが如く、饒余地方の小君主となつたのであつて、いわば大和支配の爲の橋頭堡を作つた程度のことであつたであらう。大和は神話に見られる豊葦原中国であり、大三輪神社に名残をとどめる大物主神を祭つた出雲族の根拠地であつたので、神武及び彼の子孫は彼等を服従せしめるに非ざれば、大和を平定することが出来なかつた。それで前にのべたように、豊葦原中国は平和に譲渡するという約束の履行によつて大和朝廷の支配に歸したのではなく、長期にわたる鬭争を必要としたであらう。大和を平定して更に近畿に及び、進んで各地に及んだとすると、二六〇年頃神武の大和入りがあつた後約四十年を経て崇神天皇の即位の年三〇二年に至るまで、平和な年はなかつたと云つても過言ではなからう。そのような討伐戦の歴史を後世に伝えることを、八世紀の政府が好まなかつたことは云うまでもない。これが此の時代の歴史を完全に空白ならしめた主要な理由であつたであらうと思う。だからこの約四十年

間における天皇の代数は三代位で神武天皇と次の綏靖天皇と崇神天皇の先代開化天皇くらいが実在の天皇であつたかも知れぬ。

その辺の過程はいかにともあれ、神武によつて日本民族の国家の礎が置かれたとすると、それは最も重視されるべきことであるから、次にはその点について考察を進めよう。茲に日本の国家生活が始まつたといふことは天皇の主権が樹立されたことに外ならなかつた。其時には最初に国家を作つた君主の意志が即ち国家意志であつて、其外に国家意志なるものはなく、其外に主権も國權も存在しなかつた。そうして其時に出来た国家なるものは民族国家であり、之と同時に部族社会が終を上げて民族社会が始まつたのである。思うに部族国家にあつては、之を国家とは云うが、その成立の根拠は血縁關係であつて、その國王なるものは血縁的中心であり族長であつたから、眞の政治的權力を以て君主の地位を得たものではなく、部族に対する支配は完全に政治性或は公法性を有する者ではなかつた。部族的支配の關係を解消して、血液の原理に依ることなく、君主個人の權威の下に諸氏族を支配するに至る時、茲に初めて君主の支配權は完全に公法性を及び、国家も亦純粹に国家になると云うことが出来るであらう。投馬国の君主である間は如何程強力になつても狭野命は部族的君主以上に出ることは出来なかつたが、彼が大和に入つて異部族をも支配するや、彼は自族他族の区別なく部族制を解消し、新

に次元の高い民族を形成するの端を開くと共に、彼の下に直接に諸氏族の族長を統率する体制を樹立することが出来たであらう。かうに彼は全く新しい構造を創めることにより、日本国の最初の君主になると同時に、日本民族の君主になつたのである。此事たるや、西も東も共に倭人であつたという共通の人種的地盤の上に立つとはいへ、政治機構迄も支配する血縁的原理に依存することなく、君主の個人的権力を本にし、彼の個人的意志の下に統治されたことにならなかつたから、茲に初めて純粹に主權と名づけようべき國家意思が成立し、従つて同時に日本國家が成立したと云いうるであらう。神武の東征を史実として承認すると、日本の國家及び民族の起源を最も合理的に説明することが出来るであらう。

或る地方の政治権力が他の地方を征服すると、先に郷土に於て有した支配の組織を征服地に移すことは、普通に見るところである。國家の統治組織については、フランスの北部のノルマンジー侯ウィルヘルムが海をこえてイギリスを占領するや、此地に自家伝来の封建制度を設けたるが如きは其の適例である。書紀の所伝によれば、神武天皇は即位の後、弟^弟彥彦を以て倭の國造とし、弟^弟彥彦を以て猛田^{マダ}郡主となし、弟^弟磯城を以て磯城の郡主となし、弟^弟根を以て葛城の國造となし、國造及び郡主の制竝に始まるのであるが、彥彦は速吸之門に於て東征軍に参加した國神であつたから恩賞せられ、他の三

人は大和猛田、磯城、葛城の部族的君主であつたのが帰順したので、旧領に於て従來の君主としての地位を奪ひ、新にそれぞれの地位を附与されたのであつて、給与の地が旧領の全部だつたか一部だつたかは不明であるが、恐らく後者であらう。かくの如きは後代に至り源賴朝が彼の占領地に於て行つたのと同断の手法であつて、封建的恩給及び安堵に似て非なる關係であつた。然るに社會學者の説くところによれば、部族社會において君主の下に土地の給与が行われることがあり、之を原始封建制度と呼ぶ學者があるほどであるから、神武天皇が創設されたという國造郡主の制の如きも、先に日向の投馬國に於て行つたのと同断の体制を大和に移して行つたのではなからうかという疑問を起さざるを得ない。

この重要な疑問に答へることは固より困難であるが、そのような旧慣の存在を推察せしめる因素がないではない。まず県であるが、アガタの語源については諸説あるも、愚考では吾田の意であつて、所有地を意味した最初の國語ではなからうか。若し曾て氏族村落において原始共産制が行われていたとするならば、その状態を破つて土地の私有が始まつた時に生じた用語かも知れない。既述の如く投馬國は西九州からの移住によつて作られた國であつたであらうが、移住が行われた當時既に土地私有が始まつていたかも知れない。その辺のことはともあれ、投馬部族が南方に向つて熊襲と戦いつつ開

拓を進めた時、討伐は固より開拓も亦族長の國王が之を指導したのみならず、占領地においては國王の所有地がつくられてアガタの名が國王の独占となり、國王が或は之を自ら開拓し或は之を功勞ある者に分与することにより、いわゆる部族封建制の慣行が成立したというが如きことは可能性に當むことがらのように思えるのである。

筆者が此の着想を爲すに至つたのは理由のあることで、恰も投馬國が領地にしたであろうと思われる日向の南半は大隅にかけて諸國地方と呼ばれ、既に景行紀に見えるが、和名抄は之を牟良加多とよみ、此郡には往昔村郷里の名なく畷のみあつた故諸畷とよんだという伝説が存する程である。此の地方に畷が多かつたことは恐らく書紀以前のことであつて或は其端を投馬國時代に發し、上記の如き部族封建制に關係があるかも知れないと、敢て想像を逞うする次第である。次は國造であるが、之も日向において投馬國がその端緒を作つていたのでなからうか。例えば呼邑國の如きは投馬國の東に隣接していたが、投馬國が大國になるにつれて其の獨立が害われたのではなからうか。景行紀には子湯原になつており、國造がおかれた痕跡はないけれども、部族社会時代において併合の端を作つていたのではなからうか。魏志は倭人が漢代には百余國も朝貢したが、魏の時代には三十國の朝貢だと伝えている。その原因には隣國の併合も行われたものと見なければなるまい。最初の國造と云える実例は菟狹の

國造であり魏志にいう伊邪國であろう。狹野命が此國に立寄つた時、菟狹津彦は頗る命を優待したが、命は彼の妻菟狹津媛を侍臣天種子命に賜うた。天種子命は中臣氏の遠祖であると伝えられている。直に信用しがたい伝説ではあるが、國造の起源を物語る最初の例として取挙げたい。

次に氏族制度が民族國家の基礎になつたということは、諸臣の位置を血統によつて規定したことを意味するのであるが、規定の根拠として君主のカリスマ的權威を最も重視したのは、その当時としては当然のことであつたであろう。森羅万象に神々の存在を信じていた人々が、偉業を立てた君主を畏敬して、生前において既に之を神の如く尊崇し、死後は其の神威が子孫に乘移るものと信ずることは、大にありうべきことと云うべく、茲に相續カリスマを生ずる可能性がある。卑弥呼の死後男王を立てたが国中之に服せず、彼女の宗族の女帝を立てることによつて治まつたと、魏志が語っているのは、卑弥呼の神威が一族に乗り移つているという信仰が、倭人のあいだにあつたからであらう。このことは投馬國から東征した神武天皇が自己の個人的權威を語る上にも重要なことであつて、女王卑弥呼の名をあげて彼の權威のいやちこなることを諸人に示すことは、彼としては当然心得ておるべきことがらであつただらうと思ふ。なぜなら後漢書によれば倭國は後漢の桓帝(一四七—一六七)靈帝(一六

八―一八八)に倭国に大乱があり、長期にわたつて君主がなかつたが、漸くにして一少女の卑弥呼が諸国王の擁立するところとなつたといふのであるから、二世紀の終に即位して一四八年の死に至るまで、六十年近く王位に在つたようであり、鬼道を語らない中国式表現では「鬼道を事として能く衆を惑わす」ので畏敬されたのは勿論のこと、使節を魏に派遣すること三度に及んで、外交上の治績もあがつてゐることを思えば、其の令名が近畿地方其他倭人の諸部族の間に喧伝されてゐたであらうことは、推察に余りあるものがあると云えよう。投馬国が邪馬臺国とどういふ關係にあつたかは不明だが、神武天皇が卑弥呼の權威を神の如き自己の權威の援護たらしめたことはありうべきことである。そうして卑弥呼の名がヒルメノミコと相通ずることを思うとき、兩つの名称の語源は兎も角、天照大神を皇祖とする神話の芽が、この國初に出来たことを想像せざるをえない。だが此のことが卑弥呼と天照大神とを同一視するものではないことは云うまでもない。

神武天皇の權威が卑弥呼に連なるものであつたとしたならば、ヤマトという國号が、邪馬臺に由来するということもありうべきことである。そして邪馬臺の名が表面に出されたので、投馬の名はかくれて了つたのではなからうか。

卑弥呼について直に連想されるのは神道である。本居宣長は鬼道

を事とする政治を我が上古の神道であると解釈しているが、當つてゐると思う。卑弥呼が深宮にこもつて出でず神意を知つて之を下に伝え、政務を実際に行うた者は男弟であつたことを、魏志は女王國の政治に關する異聞として特記しているが、こんなことは未開社会では珍らしいことではないようだ。英國人リヴァースが南洋のメラネシア諸島に残存する部族國家に就て調査した所によると、主権者と執政者とは各別であつて、二重支配が行われてゐるということである。女王國中の諸國においても同様又は類似の様式が行われていたかも知れぬ。だが投馬國では既記の如く熊襲との攻防戦にかられて、君主の個人的權力がものを云うようになり、殊に近畿地方への遠征が行われるに當つては、益々此の新らしい傾向を加えたのに相違なく、大和において國家統治の開始を見たとはいへ、四十年ほどの間は、諸地方の平定が天皇の主要な任務であつたであらうから、到底天皇は実政から遠ざかることが出来なかつたであらうと思う。部族時代を去つて民族時代に入り、未開を離れて文明に移ると同時に、前記のような二重支配は原則として失われたものと思う。ただ祭政一致を以て宗とし、神教を聞く為に巫女に頼るというようなことが盛に行われた。

天皇をスメラギと云うのは、通説の如く統べる君に相違なからうが、統べるのは統治の諸作用を対象とせず、諸氏族を対象としての

ことであろう。封建的宗主権が聯想される。諸氏族の中には祖先を天津神に發する中臣氏以下の諸氏があつたが、こういう神別系氏族の由来を説明するには、神武東征を史実と認めると造作がない。

五 大和勢力の發展と旧女王国地域との關係

神武東征の伝説なるものは、三世紀の後半日向の投馬國ツクシノクニから行われた遠征を伝えたもので、説話ではなくて歴史であろう。この推測は大和朝廷成立までの過程に就いて成立つように思えるが、大和政権確立後に生じた旧女王国地域の諸國と大和朝廷との關係に關する記紀の所伝を見ると一層其感を深からしめるものがある。

先ず崇神天皇の末年に、大加羅國人蘇那曷叱智、或は都怒我阿羅斯等なる者が來朝して垂仁天皇の朝に歸國したという書紀の叙述は、旧女王国中の一國狗奴韓國からの要人の來朝であつたらしい。^⑩ 後者は日本國に聖皇があると聞いて歸化する為に來朝したと答えたといえるが、これは女王國解体後、その屬領であつた狗奴韓國と倭人國との間の交通が場所を更えて再開されていたことを物語るもので、ここに此の記事があつても差支えがないのみでなく、日韓交通史の重要な端緒であろう。神武から崇神まで安定せず崇神に至つて安定したことが、彼地方まで知れ渡つた結果であろう。都怒我阿羅斯等が穴門まで來たとき、伊都都比古なる者が、自分が國王である、自分の外に國王はないと云つて道をさそぎつたので、内海を通らず山

陰道の海岸をつとて大和へ來たと伝えてゐるのは、之も旧女王國に關係のあることで、伊都都比古は伊都の國王に當るべき名であるから、女王國のあとの倭國が解体の後、伊都國が余命をたもち、大和朝廷に対して反抗してゐたことが推察される。

次は景行天皇の九州遠征であるが九州遠征が東九州から行われたことは理由のあつたことであろう。周防から豊前に渡り、豊後の領田に出で、直入や大野の地方で土蜘蛛を討つたと見える。宇佐は女王國中の伊邪國で最初の國造かも知れぬということを先に述べたが、この宇佐については何等見えない。次に日向の高屋宮に滞在し、熊襲を討伐したことが見える。高屋宮の所在地は投馬國の政府の所在地であつたと思われる妻町の西南で、程遠からぬ黒貫寺だと伝えられてゐる。景行天皇は一日高屋宮から子湯県に遊ばれたとあるが、子湯県は既述のとおり女王國中の呼邑國の地にあたる。此の地方は熊襲討伐の根拠地になつた位だから、中心地区であつたことは云うまでもない。呼邑國の如きは最早消滅して、大和朝廷の下に県がおかれていたのである。高屋宮が旧の投馬國の領内であるのみならず、その首府の所在地に近い所に作られたのは、当然のことであつたと云わねばなるまい。天皇の巡路はそれから大淀川流域に出でて之をさかのぼり霧島山の北麓に出たのであるが、景行紀に見える岩瀬川、出水、夷守等の地名が現存するので、大体の巡路に分る。そ

れから熊県に出られるが、之は魏志ではたえず女王国に禍した狗奴国であろう。西九州では肥後を北上して筑後の八女県に達したとあるが、八女はもとの邪馬國であり、浮羽は旧の為吾国であることは、曾て女王国の政治地理で論じた所である。邪馬臺に當るべき山門の名は見えぬ。邪馬臺國だけは頑強で神功皇后の時征服されたようである。此等が景行朝のことかどうかは別として、西九州の女王國地帯が大和朝廷の支配に帰したことを伝えるものだと思う。それから景行天皇は再び日向に赴き、日向から大和へ帰つたというのであるから、日向へは往復二度赴かれたことになつてゐる。此の遠征の順路の凡てを信ずべきか否か、連断の限ではないが、順路を先ず東九州にとつたこと、及び日向には往復共に赴かれたことは、旧授馬國の故地及び勢力圏に關係したことである。思うに大和朝廷成立以後と雖も妻地方を中心地として、九州地方の經營がつづけられたのであつて、景行の遠征は恐らくその経略の成功の跡を巡狩することを主たる目的とし、合せて未だ帰順しない残賊を平定するに努めたものと思う。妻地方にあつて天皇が祖先に対する追憶の情を一向示されなかつたのは、怪しいといえは怪しいようだが、記紀の史風に從えば事は遠く神代に連なることであるから、それを現地に結びつけて神秘性をそがない方が神道的なお国ぶりであつたのだらう。

次には旧女王國の北部附庸國地域及び邪馬臺國等の中心地域に對

する遠征が仲哀天皇の親征計画であり、天皇崩するや神功皇后によつて之が行われたという所伝である。此の地方における最も手近な地方即ち筑前の東部は、曾て郡支國があつた所で神武東征の際には、岡田水門又は岡田宮の名で知られていることは既に述べたが、その地方にあつた岡田宮の主の祖熊鷹なる者が天皇を奉迎し、領地を献上したことが見えるのは興味あることで、「自穴門至向津野大瀆^①爲東門、以名籠屋大瀆爲西門、限没利島阿閉島爲御宮、割攀島爲御廳、以逆見海爲塩地」と見えるが、此等の地名をたどると、旧郡支國の領域が大体分るようである。だが此地域及び北部の旧女王國附庸地帯が大和の支配下に入つたのは、既に古いことであつて、此時に始まつたことではなからうと思ふ。注意すべきは神功皇后が山門県に赴き土蜘蛛田油津媛を誅殺されたという事件である。山門県の地は正しく邪馬臺國の故地である。田油津媛というような女性の君長がいたことは、曾ての女王卑弥呼を回想せしめるに足りるものがある。邪馬臺國は依然継続して部族國家の旧態を残しおいたのである。田油津媛を土蜘蛛と蔑稱したのは、部族社会の未開さを留めていたので、其の君長も亦賤しく見えたのであらう。邪馬臺國は茲に亡び、其跡に山門県が置かれたものと解する。この場合でも若し卑弥呼が天照大神の原型であつたなら、何かの追憶がありそうなものだと云われるかも知れぬが既に述べたように、卑弥呼は神武天

皇の個人的權威を裏づけたことに依つて、天照大神神話成立の契機とはなつても、天照大神自体とは無関係であつたのみならず、かの神話が成立すると同時に忘れられて了つたであらう。^⑤

朝鮮との關係では、三國史記新羅本紀に見える奈勿尼師九年（三六四）倭兵の大挙來攻が、先聲の説どおり神功皇台の新羅遠征だとすると、崇神天皇の即位から六十二年目に当るので、それだけの期間に海外へ遠征するだけの国内態勢ができたかということが問題になるが、崇神天皇以後における各地の概してもろい部族社会に対する民族的統合は、左程困難ではなく着々と進行したであらうから、成務天皇の朝に地方組織を整備したという記紀の記載をまんざら虚構だと云えぬ。其上に任那は女王国時代の倭人の旧領地狗奴韓国であり、既述の如く崇神の朝に交通が再開されているとしたならば、仲哀の朝にその隣国への遠征が着手されたとしても別に不思議はないであらう。

日本及び中国の文献に徴して考証し、原始社会發達の一般的過程に照して考察した結果、神武東征の伝説は政治的説話の類ではなく、史実を伝えたものであらうという結論に到達した。だが之は学界宿年の課題たる魏志の倭人伝に見える女王国に関する拙論を臺にしたものであるから、先ずその成立が前提であるのみならず、この問題

自体が種々の異論を生む可能性をはらんでいるので、茲には一箇の試論として愚考の要点をかがね識者の批判を待つことにした。この論考でも女王国の政治地理に関する旧稿のように、史料の文献を成るだけ生かして読むように努めたが、考古学的研究の成果の輕視さるべきでないことは云う迄もない。その点では従來神武東征の史実性を否認する主張の生ずる一要因であつた日向の古墳の發生年代が、近畿のそれに比して遙に新しいものであるという考古学者の定説に変化を生じ、三世紀における両者の同時代性が説かれるようになったことは重視さるべきである。

① 吉田東伍「日韓古史断」一五頁に古事記註文の数字は、みな多面壹式の文を用いず、正条正文と体裁を異にしているのは、古逸文をそのままに記入した証拠ならんと云。なお同書に狩谷披斎の「古京遺文」の説見ゆ。

② 笠井倭人氏は崇神天皇元年を三〇一年の辛酉の年に當るとした。（史料、三六ノ四、四四頁）

③ 出雲については、田中卓「古代出雲攻」（芸林、五ノ一、三）に有益な新説が見える。

④ 拙稿、「魏志の倭の女王国の政治地理」、《史学雜誌六二ノ九》。

⑤ 松尾守一、「日向神代聖蹟文献史料」（昭和一五）二三五頁以下。

⑥ 前掲拙稿の終に卑弥呼の塚を徑百余歩と云つても、何倍かの

誇張があることを、魏志の数字が倭国にかんする記事について特に誇張的であることを指摘して論じた。

⑦ 喜田貞吉「日向国史」、四四〇頁。

⑧ 投馬国の王として神武天皇の前身である狭野命を推定することは、此際自然的だと思われるが、記紀の所伝では兄の五瀬命と相談の上出征を決定したとあつて、狭野命が投馬国王であつたことを推定することを許さぬ。投馬国王は、神話を取入れるならば、命の父ヒコホホデミノミコトであつたと云わねばならぬ。此辺のことは全く不明というの外はない。

⑨ 神武天皇は盤余彦と云つたから、大和の盤余地方の初からの君主であつて、日向とは関係がないという説は直に採用しがたい。盤余彦という名は狭野命が大和に入つてから出来た名であると解しうるからである。現に安寧天皇を磯城津彦と云つたが、先に神武天皇は磯城彦を討滅されたのであるからこの磯城彦こそ部族国家の君主であつて、安寧天皇を磯城津彦と云うのは之と全く異なり単なる地名を附したものにすぎぬ。神武天皇を盤余彦と云うのも同様で、東征して大和の盤余を占領してから生じた名称であらう。

⑩ Giddings, Principles of Sociology, 1896, pp. 293—296. チャピン著社会進化研究序説(一九一九)照沼哲之介邦訳人類進

化史、二八六頁。Hartland, Primitive Law, 1924, P. 105. 新明正道、「社会学辞典」(昭和一九)二九七頁。

⑪ 富永春部、「和名抄諸国郡郷考」卷十五、日向に日向風土記を引いて説をなす。

⑫ 卑弥呼を以て天照大神に擬する説は、王韓五原著今井啓一訳「日支交通史」(昭和十六)、栗山周一、「日本関史時代の研究」(昭和八)、市村其三郎、「秘められた古代日本」(昭和二七)等に見える。

⑬ リヴァース原著井上吉次郎訳「社会体制」(昭和一九)一九五—一九九頁。

⑭ 狗奴韓国が倭国領であつたことについては内藤虎次郎氏「卑弥呼考」

⑮ 此の地方は今日の福岡県遠賀郡の海岸地帯であり、遠賀は岡の遺名であらう。郡支(クキ)に当る地名は洞(クキ)以外に見当たらないが、魏志に此国だけが日本の県名オカでないということは異様だから、郡支国に当る土地は古の岡地方ではなく、その東の企救(キク)かも知れぬ。④拙稿、四九頁参照。

⑯ 天日槍伝説も亦、大和朝廷と旧女王国の北部附庸国との関係に属する問題であらう。